

令和3年第2回定例会(令和3年6月29日)

厚生環境教育委員会委員長 (荒金 卓雄 委員長)

去る6月17日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案「議第41号 令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分」ほか7件の各議案につきまして、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第41号 令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

まず、子育て支援課関係部分においては、多世代交流健康増進複合型施設「おひさまパーク」の供用開始に伴い、未使用となった旧中央保育所に「放課後児童クラブ南子育て仲良しクラブ」が移転するとともに、移転後の当該放課後児童クラブ跡地及びその隣接地を売却するため、旧中央保育所の改修工事費及び当該放課後児童クラブの施設解体工事費等として1,292万円の補正額を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、ひとり親が看護師等の資格取得のために養成機関で修業する場合に、修業中の生活の負担軽減のために支給される高等職業訓練促進給付金の支給期間の拡充に伴い、自立支援給付費として240万円の補正額を計上しようとするものであります。なお、当事業費の4分の3を国庫補助金として受け入れるため、母子家庭等対策総合支援事業費補助金として180万円の補正額を計上しようとするものであるとの詳細な説明がなされました。

次に、保険年金課関係部分についてであります。

国民健康保険の事務の執行に要する経費に対する一般会計からの繰出金として、242万4千円を計上しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、スポーツ推進課及び社会教育課 関係部分についてであります。

指定管理者制度を導入している別府市総合体育館及び別府市コミュニティーセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したことに伴い、利用料金の減収等を負担するため、令和2年7月から令和3年3月までの9か月間における減収負担金を計上しようとするものであるとの説明がなされました。委員より、令和3年4月に改定された「別府市指定管理者制度運用ガイドライン」を踏まえ、「著しく多額の余剰金が発生したと考えられる場合」の取扱を含め、次の指定管理者の更新の際に慎重な協議をしていただきたいとの意見がなされた次第であります。

また、旧浜脇中学校校舎の取壊しにより練習場の変更を余儀なくされた別府市ウエイトリフティング協会に対して、新たな練習場を確保する必要があると判断したため、当協会が練習場を整備するための補助金を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、教育政策課関係部分についてであります。

令和2年度末に別府西中学校に統合し閉校となった「旧山の手中学校」跡地の利活用の検討に向けて、土地測量等委託料として124万5千円の補正額を計上しようとするものであるとの説明が、また、平成27年度末に山の手幼稚園に統合して閉園となった「旧青山幼稚園」跡地の売却に向けて、土地測量等委託料及び園舎解体工事費等として2,057万1千円の補正額を計上しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。また、歳入につきましては、「旧青山幼稚園」解体工事に伴う財源補正として、教育債の幼稚園施設除去事業債1,390万円を新たに起債計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第55号「令和3年度別府市一般会計補正予算（第4号）」ひと・くらし支援課関係部分についてであります。新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、国が緊急事態宣言の延長等を踏まえた支援策として、既に特例貸付が限度額に達している場合など、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することを決定し、当該支援策に係る経費として、9,750万円の補正額を計上しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、「議第42号 令和3年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」では、事務処理の標準化及び効率化を図るため、令和4年度中の稼働に向けて事務処理標準システムの導入に取り組んでいますが、システムの導入形態等を見直したことにより事業費に変更が生じたため、県支出金3,827万6千円及び一般会計からの繰入金242万4千円を財源として、今年度の経費を増額するとともに、債務負担行為を減額するものであるとの詳細な説明がなされました。

以上3件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議無く原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、「議第45号 別府市手数料条例の一部改正について」であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行し、発行に係る手数料を徴収することができるとされたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。委員より、法改正により変更となる点について質疑がなされ、当局より、従来は、別府市が手数料として徴収し収納後、同機構に対して当該手数料を支出していたが、法改正

により、同機構が手数料を徴収することができることとされたため、同機構と手数料の徴収事務に係る委託契約を締結した別府市が手数料を徴収した後、当該手数料を「歳入歳出外現金」の預り金として受入れた後、同機構に対して当該手数料を払い出すことになるとの答弁がなされました。

続きまして、「議第 46 号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。児童福祉法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める厚生労働省令の一部が改正され、書面の作成等について、書面に代えて電磁的記録により行えることが定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、その他の議案 3 件についてであります。「議第 48 号 工事請負契約の締結について」は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は、一般競争入札総合評価落札方式による契約であり、契約の金額は、36 億 4,100 万円（消費税含む。）、契約の相手方は、和田・幸・大建・大有・日本調理機建設工事共同企業体であるとの説明がなされた次第であります。

総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素である技術提案書により総合的に評価し落札者を決定する方式であるが、その評価の妥当性を判断するに当たり、より詳細な提案書の内容を公開して欲しいとの委員からの意見に対して、当局より、法令等に基づき設置した事業者選定委員会における客観的評価結果については原則公開しているが、提案書の内容は、当該事業者の技術ノウハウを含むものであり、公にすることにより、当該事業者の権利及び競争上の地位等を害するおそれがあり、議会の議決をいただき本契約を締結した場合は、技術提案内容の履行の確認等、監理・監督を確実にを行い、情報の提供に努めてまいりたいとの答弁がなされました。

次に、「議第 49 号 市有地の貸付けについて」は、現在、駐車場として利用している市有地を、成年後見支援事業等の事務用地として社会福祉法人別府市社会福祉協議会に無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

最後に、「議第 51 号 市長専決処分について」は、新型コロナウイルスの感染症の長期化により生活が苦しい低所得のひとり親世帯を対象に子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされた次第であります。

以上 2 件の条例議案及び 3 件のその他議案の採決におきましては、「議第 48 号 工事請負契約の締結について」は、一部の委員から反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、その他 4 議案につき

ましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決、承認するものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。何卒、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。